

平成 29 年度第 2 回河南町入札監視委員会 議事概要

開催日時	平成 30 年 2 月 23 日（金）13 時 30 分から 15 時 20 分まで
開催場所	河南町役場庁舎 2 階庁議室
出席者	委員 3 名 町長、副町長、まち創造部長、教・育部長、施設整備担当課長、地域整備課長、教育課長、契約検査室長
議事概要	<p>平成 29 年度第 2 回河南町入札監視委員会の議事概要は、次のとおりです。 【対象期間：平成 29 年 8 月 1 日から 12 月 31 日まで】</p> <p>1. 指名停止措置の運用状況について 今回の対象期間内で 7 件の指名停止措置並びに 1 件の指名停止解除について事務局から報告がありました。 〈主な質問及び意見〉 ・ 6 件目の指名停止の案件について、入札参加資格要件の施工実績が満たされなかったため、不適格となり 1 か月の指名停止としたとのことであるが、どのような施工実績を求めているのか。 (回答) 平成 29 年 11 月の一般競争入札の「近つ飛鳥小学校屋外プール改修工事」において、第 1 落札候補者となった者の事後審査を行ったところ、入札参加資格要件の 1 つとして、①国・地方公共団体又はこれらに準ずる機関が発注したもの②防水工事を含むもの③工期の末日が平成 24 年 4 月 1 日から公告までの工事で完成引渡したもの④工事請負金額がこの公告における予定価格の 1 / 2 以上の金額であるものとして施工実績を求めておりましたが、①の団体が発注した工事の元請実績が必要なところ、下請実績しか確認出来ず、入札参加資格要件を満たしていなかったことから、町停止要綱に基づき、指名停止としたものです。</p> <p>2. 談合情報等の処理状況について 対象期間内での談合情報はありませんでした。</p> <p>3. 入札・契約状況及び抽出事案について 今回該当期間内に、本町が入札または随意契約を締結した 130 万円を超える工事、50 万円を超える委託及び 80 万円を超える物品購入の入札・契約状況の報告があり、対象契約案件 63 件の中から任意抽出された次の 4 件の概要、入札の経緯、落札者の決定等について、契約検査室及び担当部局より説明し審議が行われました。</p> <p>(1) 抽出事案 ① 河南町農村活性化センター直売所増築工事 (契約金額：85,358,880 円)</p>

- ② 平成29年度教育コミュニティづくり推進事業 ICT機器等購入  
(契約金額：9,072,000円)
- ③ 平成29年度公共土木施設災害復旧測量設計業務  
(契約金額：5,832,000円)
- ④ 平成29年度林道災害復旧測量設計業務  
(契約金額：3,402,000円)

(2) 主な質問及び意見

① の抽出事案について

【抽出理由】

一般競争入札の案件中、最も契約金額が大きく、不特定多数の人が集まる道の駅の施設更新であることから、事業の概要と入札経緯の説明を受けたいとの理由から抽出されました。

〈主な質問及び意見〉

- ・この工事をする事で、町としてどのようなメリットがあるのか。

(回答) 平成16年に道の駅をオープンしまして、当初は順調に売り上げも伸びていたが、ここ最近は伸び悩んでいる状況である。従来は屋根だけあるようなところで土日の朝市を開催していたが、常設の売り場を整備することで農産物の直売が常時出来ることになる。これにより農家の収益が上がり、町の活性化に繋がると考えています。また、町外部との交流する施設が少ないので交流の場を提供できるとともに、農産物を販売する場所を提供することで農家の担い手不足、耕作放棄地の解消につながればと考えています。

- ・直売所での収益はどのようになるのか。

(回答) お土産等は、指定管理者(法人)の収益となりますが、農産物の直売については、農家の利益となり、指定管理者は5%の手数料を取っています。建物や駐車場の管理については、指定管理者の管理と町の管理するところがありますが、指定管理者が借りている駐車場については指定管理者が賃貸料を支払っている。年々収益が上がっておりまして、施設の電気代等の維持管理費についてもその中で支払ってもらっている。当初は300万円くらい町が指定管理者に支払っていたが、現在80万円となっています。

また、道の駅の全体計画がありまして、国土交通省から府内初の重点道の駅に指定を受け、拡張計画では駐車場の拡張するための用地確保を図っている。コンセプトとしては、地場産の料理やスイーツなどを作る工房みたいなものを作りたい。このような中の一部として今回の直売所増築工事を行ったということです。

- ・増築工事に伴い維持管理費が増えるが、町が負担するのか。

(回答) 売り場面積が増えることで当然収益が上がるので、増加する維持管理費についても今後指定管理者と協議していきたいと考えている。

(意見) 府の包括外部監査において、指定管理料を下げっていくことにより、そ

れを受ける事業者が減ってきている。コストのことだけ考えて指定管理料を下げているのではなく、サービスが低下することのないよう一定の指定管理料を支払い、指定管理者の方にも収益が出るように考慮すべきだと今年の意見書に出されているので注意されたい。

・利用者は町内や近隣の方が中心だと思いますが、遠方からも来客されますか。  
(回答) 大阪市内からも来客されます。固定客がついており、レストランや料亭などにも卸していると聞いています。道の駅で食べる場所がないとの要望もありますので、リニューアル構想の中で計画をしています。

・今回の増築部分は、既存の施設に繋がるのか。また、デザイン的には、従来の施設との関係で考慮されているのか。

(回答) 既存の活性化センターと接続し、一体的利用で考えています。外観的には、焼き杉風の外壁仕上げとなっており、和風でなくモダンなものになります。設計したコンサルタント業者の方が大阪芸術大学の教授も務めておられる方なので、結構芸術的な感じのする外観で、焼き杉と言っても、真っ黒ではなく三色くらいの色でガラを出して纏めていただいております。

## ② の抽出事案について

### 【抽出理由】

指名競争入札の案件中、契約金額が大きく、指名業者19者のうち18者が辞退していることから、設計仕様の内容と指名業者の選考方法について説明を受けたいとの理由で抽出されました。

〈主な質問及び意見〉

・入札に係る辞退が多かった理由は何か。

(回答) 辞退届に書かれている理由としては、仕様内容が満たせないが5者、納期が間に合わないが4者、予定価格内で応札が出来ないが3者、自己都合によるが6者の計18者が辞退となっています。

・仕様の関係で辞退というのはどういうことなのか。

(回答) 参考品番として富士通製のタブレットを指定、また、同等品があれば事前に申請し、承認を得ることを仕様書に記載しておりましたが、同等品と認められる申請がありませんでしたので、仕様内容が満たせなかったものと考えています。

・具体的には、このタブレットを使用して、児童はどのようなことをするのか。

(回答) 放課後児童教室で学習する際にタブレットを使い、いろんなことを子ども達に学習してもらいたいと考え、今回100台を導入しました。

・学習用のアプリは、すでにインストールされているのか。

(回答) 学校には無線LANが整備しておりますので、アプリのインストールについても教員が教え、児童にしてもらう予定です。

・仕様の中で、防水がプール対応となっているが、プールで使うことを想定しているのか。

(回答) プールで使うことは想定していないが、放課後児童教室で水を使った  
りすることもあるので、仕様で防水はプール対応のものとしておりま  
す。

- ・白木小・中村小15台、河内小・近つ飛鳥小35台となっているが、放課後  
児童教室の児童数から割り当てているのか。

(回答) 現在160名程度の児童がおりますが、白木・中村小は小規模の小学  
校で、今後31年4月に河内小と統合する計画となっておりますので、  
15台ずつとしており2人に1台で割り当ております。

- ・他の市町村でも同じようなIT機器を導入しているのか。

(回答) 教育コミュニティづくり推進事業ICT機器等購入事業ですが、全額  
国庫補助事業として、他の市町村ではあまり導入といえますか活用して  
いないように思います。本町は学校の中に放課後児童教室がありますが、  
他の市町村では学校以外のところにあることが多いので、指導員の方  
の確保も難しいということがあるのかもしれない。

- ・タブレットと保管庫、それぞれ購入金額はいくらになるのか。

(回答) 希望小売価格で、タブレット85,300円/台、保管庫16,40  
0円/台です。総価格で契約しておりますので、個別の単価は解りませ  
ん。

- ・ネットで調べると富士通のタブレットの仕様では、防水機能IPX5/7/  
8とあるが、これは防水の度合いを表しているようで、今回の仕様では5・7・  
8のどれになるのか。

(回答) 仕様では7としています。

- ・防水機能7だと水深1mのところ30分放置しても大丈夫なレベルで、5  
で注水ノズルを使用して3mの距離から12.5ℓ/分の水を3分間注水して  
耐えるレベルとなっている。7のレベルは湖に落としてしまうようなことを想  
定している。水がかかる程度なら5のレベルでも大丈夫なのに、今回の仕様で  
7までの防水機能を要求する必要があったのか。レベル7の機能は、今回の想  
定している用途とは違うのではないか。防水機能レベルを7でなく、もっと下  
げれば他の業者も参入出来たのではないか。

(回答) 結果として、そういうことも考えられますが、子ども達のタブレット  
への扱いが荒いので、どんなことをしても大丈夫なように、防水防塵を  
考えてレベル7としました。

- ・この富士通製のタブレットを参考とされた理由は何か。

(回答) 28年度にタブレットを4台購入する事業がありまして、今回それと  
同じタブレットを参考品番としました。

- ・昨年はどうのようにしてそのタブレットを選んだのか。

(回答) 子ども達が荒い使い方をするので、落としても大丈夫というようなこ  
とで文教モデルの中で7のレベルを選びました。

- ・28年度に購入したのは、今回100台購入することが前提にあったのか。

(回答) 前提にありませんでした。28年度は、4台購入に対し補助制度があ

りましたので随意契約で購入しました。29年度になり引き続き補助制度がありましたので、この補助制度を活用し100台購入することとなったものです。

- ・防水防塵耐久などのレベルでどれだけ価格が変わったか解らないが、28年度と同じものを選んだ理由は何か。

(回答) 28年度購入の4台は指導員の方に使ってもらい、子ども達に教えるにも同じタブレットが良いので同じものとししました。

- ・他のメーカーで文教モデルはないのか。

(回答) 探したが他のメーカーにはありませんでした。

- ・そういうことだと、以後、タブレットを購入するときは、今回と同じものになるということになり、他者の参入が出来ないのではないか。

(回答) 今後購入時には、他のメーカーのモデルでも参入出来るよう研究したいと思います。

- ・富士通の参考モデルを指定しているが、何故他のメーカーも指名したのか。

(回答) 業者選考は、物品の有資格者名簿の中でIT関連機器で登録している業者から選考しており、指名通知時点では、参考モデルと同等品があれば他のメーカーのモデルも認めることとしておりましたので指名しました。結果として、同等品と認められる申請がなかったということであります。

- ・指名の理由で、IT関連機器で登録している業者、大阪府内に営業所のある業者、受注実績のある業者とあるが、受注実績のある業者2者を加えた理由は何か。

(回答) IT関連機器を第1希望としている業者22者のうち、大阪府内に営業所のある業者17者としています。受注実績は、過去2年間にIT関連機器で本町に物品の納品をした実績のある者で4者ありまして、うち2者は17者に含まれており、残りの2者を受注実績ありとして加えたものですが、その中に28年度にタブレット4台を購入した業者が入っていたものです。

- ・外形的にみると、受注実績で加えた業者が今回受注しており、意図的にこの業者を入れたのではないかと思われる可能性があるのではないか。

(回答) 19者を指名しており、先程ご説明させていただいたとおり、辞退理由で仕様を満たせない者、納期が間に合わない者、予定価格内で応札出来ない者となっており、一定の競争性が働いているものと考えています。また、意図的なものはございません。

- ・文教モデルが富士通の機種しかないというのは行き過ぎではないか。他のメーカーでもアウトドア用のモデルもあり、今回のような防水防塵耐久を想定したものがあのではないか。その辺りを研究して入札しておれば、今回のような疑念を持たれるというようなことは回避できたのではないか。

(回答) 今後購入時には、他のメーカーのモデルでも参入出来るよう研究したいと思います。

③ ④の抽出事案について

【抽出理由】

随意契約の案件中、最も契約金額が大きく、5号随契にされた理由と業者選考の方法及び被害状況の説明を受けたいとの理由で抽出されました。

〈主な質問及び意見〉

・契約にあたり声をかけた業者は、何者ですか。

(回答) 本町との契約実績のある業者3者に順次に声をかけたが、小さい会社であり余裕がないということでしたので、道の駅の業務をしていた業者に声をかけると、公共土木の部分だけでしたら災害査定の方書を出す期間内に出来ると回答を得ましたのでお願いしました。

・随契にならざるを得ないと思うが、時間的な余裕がない中で、業者が請け負えるとのことであれば、すぐ契約するものですか。

(回答) 本町は、たまたま業務をしている業者がいたので頼めたが、近隣の市町村では、建設コンサルタント協会に頼めば、どこか業者をあっ旋してくれると思っていたが、結局あっ旋してもらえないので、指名願いに登録している業者を50音順に連絡していったと聞いています。短期間で成果を出すのが厳しく、ある程度人数を抱えている業者でないと測量に入れないみたいで、本町も最大22人/日が測量に入ってもらいなんとか期間内に纏めることが出来ました。

・今回の災害は、2者でとりあえず処理出来ていますが、さらに大きい災害の時は、どう対処されるのですか。

(回答) 何者も入れないと間に合わないと思います。災害査定を受けないと、町単費では到底復旧は出来ないのです、災害査定に間に合わせるとするのが一番の課題になりますので、1者で期間内に間に合わなければ、他の業者に頼むか、その業者が他の業者に応援を頼むかで間に合わせなければいけない。

・国の災害査定結果で、採択されないことはあるのか。

(回答) 過去に河川の災害復旧で、過大だということで部分的に削られたことはあります。今回の査定では、延長で切られたりしたことはありませんでした。

(3) 審議の結果

抽出審議した4件の案件のうち、「平成29年度教育コミュニティづくり推進事業 ICT機器等購入」の設計仕様書の問題については、過剰品質ではないか、指名についても疑念を持たれる可能性というものがありますので、そういうことがないように今後製品を指定してされる場合は、十分注意して製品の指定に当たるよう考えていただければと思います。他の3件の案件については、入札及び契約状況は概ね適正な手続で行われたと認められました。

5. その他

- (1) 平成 30 年度第 1 回河南町入札監視委員会の日程について  
次回 平成 30 年度第 1 回河南町入札監視委員会開催日時  
・平成 30 年 10 月 3 日 (水) 午後 1 時 30 分から

6. 問い合わせ先

河南町総務部契約検査室 電話番号 0721-93-2500 (内線 360・361)